

平成24年度 第4回 石川県議会改革推進会議 会議概要

- 1 開催日時：平成24年11月12日（月）午後1時30分
- 2 開催場所：特別委員会室
- 3 委員等：木本会長、新谷副会長、宮元委員、稲村委員、福村委員、
米澤委員、増江委員、佐藤委員
オブザーバー：山根議員、川議員、本吉議員
事務局：局長、次長 ほか議会事務局職員

【会議概要】

1 政務活動費の交付に関する条例(案)及び規程(案)について

全国都道府県議会議長会の役員会等において、「政務活動費の交付に関する条例(例)」及び「政務活動費の交付に関する規程(例)」が示されたことに伴い、本県の「政務調査費の交付に関する条例」及び「政務調査費の交付に関する規程」の改正案を配付し、事務局から内容説明

附則の経過措置は採用することとし、施行日以降の平成25年4月1日から政務活動費として運用することを協議決定した。

今回の条例(案)及び規程(案)をそれぞれの会派に持ち帰り、次回会議までに会派の意見をとりまとめ、それに基づいて協議した結果を12月議会に提出することとなった。

《主な意見》

- ・第6条で定める会派の通知を10日から5日までに変更したのはなぜか。また、保存期間の5年というのは従前から5年なのだが、あまりにも長すぎるのではないか。
 - －第6条の関係は、会派の届出ではなく、交付を受けるための手続き上の日数であり、毎年4月に知事にこういう会派がありますと通知を出している。保存期間の5年については、県の保存文書は基本的には5年という扱いをしているので、通常ベースの5年という規定を設けている。
- ・通常というのは何をもって通常とするのか。
 - －こういう補助金のような会計書類であれば5年となる。
- ・事務所費や人件費は満額になるのか。
 - －それはマニュアルで検討する。政治活動や後援会活動を兼ねているとか兼ねていないとかの形での按分になってくる。
- ・収支報告書については、今まで情報公開の制度に基づいての公開だったが、閲覧で簡単にできるようになる。

2 その他

今後、議会改革に関して意見があれば、次回会議で発言することとし、前回会議で提案があった「議会事務局のあり方」を含めてそれぞれの会派で検討することとなった。